

議案第1号

平成30年度船橋市一般会計補正予算

平成30年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,281千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,959,845千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
15 総務費	10 総務管理費	情報システム関連運営事業	2,902

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
市議会だより全戸配布業務委託料	平成30年度～平成31年度	19,575千円に消費税及び地方消費税を加えた額
議長車運行管理業務委託料	平成30年度～平成33年度	22,200千円に消費税及び地方消費税を加えた額
道路維持補修費	平成30年度～平成31年度	92,593千円に消費税及び地方消費税を加えた額

議案第2号

平成30年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算

平成30年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
30 保健事業費	15 特定健康診査等 事業費	特定健康診査等事業	2,278

議案第3号

船橋市総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

船橋市総合計画審議会条例（昭和53年船橋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関し」の次に「、市長の諮問に応じ」を加え、「調査、審議する」を「調査審議する」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要があると認める者

第3条第3項中「前条第2号」を「前条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

新たな総合計画の策定に伴い、審議会の委員の構成等について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

船橋市放課後ルーム条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市放課後ルーム条例の一部を改正する条例

船橋市放課後ルーム条例（平成11年船橋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表船橋市中野木放課後ルームの項中「(船橋市前原児童ホーム内)」を「(船橋市前原児童ホーム内) 船橋市前原西4丁目30番22号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

中野木放課後ルームを増設するについて、その位置を規定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例を次のように制定する。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例

船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年船橋市条例第15号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し、必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（基本原則）

第3条 墓地等の経営者は、墓地等の経営に係る公益性、永続性及び非営利性を確保するとともに、周辺環境との調和に十分配慮しなければならない。

（経営等の計画の周知等）

第4条 法第10条第1項の規定による墓地若しくは納骨堂の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地の区域若しくは納骨堂の施設の変更の許可を申請しようとする者（地方公共団体を除く。以下「申請予定者」という。）は、次項の規定による標識の設置及び説明を行う前に墓地若しくは納骨堂の経営又は墓地の区域若しくは納骨堂の施設の変更の計画（以下「経営等の計画」という。）に係る準備書を市長に提出しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の規定により準備書を提出したときは、経営等の計画を周知するため、規則で定めるところにより標識を設置し、周辺住民及び近接する土地の所有者（以下「周辺住民等」という。）に経営等の計画を説明しなければならない。この場合において、当該説明をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 申請予定者は、周辺住民等から経営等の計画について規則で定める日までに次に掲げる事項について意見の申出があったときは、当該申出を行った周辺住民等と誠実に協議しなければならない。この場合において、申請予定者は、当該協議をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。
 - (1) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項
 - (2) 墓地又は納骨堂の構造と周辺環境との調和に関する事項
 - (3) 墓地又は納骨堂の工事の方法等に関する事項
 - (4) 墓地又は納骨堂の経営の方法等に関する事項
- 4 市長は、第1項の規定により準備書を提出した申請予定者に対し、法及びこの条例の目的を達成するために必要な助言又は指導を行うことができる。
- 5 申請予定者は、第3項の規定による周辺住民等との協議を経て、市長から経営等の計画の修正を求められた場合又は前項に規定する助言若しくは指導があった場合は、これに応じるよう努めなければならない。

（事前協議）

第5条 申請予定者は、前条に規定する手続を経たときは、墓地又は納骨堂の工事に着工する前に経営等の計画について、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

（完了検査等）

第6条 申請予定者は、前条の規定による協議を経た経営等の計画に基づく墓地又は納骨堂の工事に着工するとき及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 申請予定者は、前項の規定による完了の届出をした後、市長の検査を受け、墓地にあっては第9条から第11条まで及び第16条に規定する基準に、納骨堂にあっては第12条、第13条及び第16条に規定する基準に適合していることの確認を受けなければならない。

3 申請予定者は、前項の確認を受け、かつ、法第10条の許可を受けた後でなければ、当該墓地又は納骨堂を使用させてはならない。

(経営許可等の申請)

第7条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定は、法第10条第2項の規定による墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地等の廃止の許可を受けようとする者について準用する。

(許可の基準)

第8条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地が次条から第11条まで及び第16条に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）で、登記された主たる事務所を5年以上市内に有するもの（以下「市内宗教法人」という。）が自己の所有地に墓地を設置して永続的に経営しようとするとき。

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人（墓地又は納骨堂の経営を目的に設立されたものに限る。以下「公益法人」という。）で、登記された主たる事務所を市内に有するもの（以下「市内公益法人」という。）が自己の所有地に墓地を設置して永続的に経営しようとするとき。

(4) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。

(5) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。

2 市長は、法第10条第1項の規定による納骨堂の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る納骨堂の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該納骨堂が第12条、第13条及び第16条に規定する基準に適合していると認められるときで

なければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。

(2) 市内宗教法人又は市内公益法人が自己の所有地に納骨堂を設置して永続的に経営しようとするとき。

3 市長は、法第10条第1項の規定による火葬場の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る火葬場の経営が地方公共団体によるものであり、かつ、当該火葬場が第14条から第16条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

4 市長は、法第10条第2項の規定による墓地の区域の変更の許可の申請があった場合において、当該変更により新たに墓地となる区域の経営が当該変更をする前の経営と一体性を有するものとして規則で定める要件に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 当該変更により新たに墓地となる区域がある場合 当該区域が次条から第11条まで及び第16条に規定する基準に適合していること。

(2) 当該変更により墓地でなくなる区域がある場合（引き継いで法第10条の許可を受けて経営する者がある場合を除く。） 当該区域における改葬が完了していること。

5 市長は、法第10条第2項の規定による納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可の申請があった場合において、納骨堂にあっては当該申請に係る施設が第12条、第13条及び第16条に規定する基準に、火葬場にあっては当該申請に係る施設が第14条から第16条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

6 市長は、法第10条第2項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があった場合（引き継いで同条の許可を受けて経営する者がある場合を除く。）において、当該申請に係る墓地又は納骨堂の改葬が完了していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

7 市長は、法第10条の許可には、墓地等の経営の適正化、墓地等と周辺環境との調和、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

（墓地の環境基準）

第9条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 河川又は海の管理の境界線から墓地の区域の境界線までの水平距離が20メートル以上であること。
- (2) 住宅等（住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館、病院その他規則で定める施設及びこれらの敷地をいう。以下同じ。）の敷地の境界線から墓地の区域の境界線までの水平距離が150メートル以上であること。
- (3) 高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）内に設置するときは、次のア又はイのいずれにも該当しない土地の区域であること。

ア 船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例（昭和48年船橋市条例第45号）第2条第1号に規定する保存樹木等を保全するため市長が必要と認める土地の区域

イ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域又はこれに類する土地の区域

2 前項の規定にかかわらず、災害の発生又は公共事業の実施により墓地を移転することが必要であり、かつ、その移転する場所が公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、同項第2号の規定は、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、墓地の設置後において、河川又は海の改修等により同項第1号に規定する距離内に当該墓地が存することとなった場合、当該墓地の経営者以外の者が同項第2号に規定する距離内に住宅等を設置した場合又は同項第4号ア若しくはイに規定する区域の変更等により当該区域内に墓地が存することとなった場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同項第1号、第2号又は第4号の規定は、適用しない。

（墓地の施設基準）

第10条 墓地の施設は、規則で定める仕様に合致し、かつ、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、法第10条第2項の規定による墓地の区域の変更の許可の申請があつた場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 墓地の区域の境界線に接し、その内側に幅3メートル以上の緑地帯を設け、かつ、当該境界線から3メートル以上内側に、当該境界線から墳墓が見えないように障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。

- (2) 墓地の区域の出入口には、利用者の見やすい位置に、名称その他必要な事項を表示し、施錠のできる門扉を設けること。
- (3) 墓地の区域内には、砂利敷その他ぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1メートル以上である通路であって、各墳墓に接続しているものを設けること。ただし、通路の幅員にあつては、管理運営上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 墓地の区域内には、無縁墳墓の遺骨を改葬し共同で埋蔵するための合葬墓を設置すること。ただし、管理運営上必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (5) 墓地の区域内には、適当な排水路を設け、雨水又は汚排水が停留しないようにすること。
- (6) 墓地の区域内には、墓地の利用者が利用しやすい位置に、便所、使用水の施設、ごみ集積設備、休憩・待合室、管理事務所及び墳墓数に0.05を乗じて得た数（合葬墓にあつては、収蔵可能数に0.02を乗じて得た数）（1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。ただし、駐車場にあつては、墓地の区域を拡張することによりこれを設けることが困難な場合で市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（2,000平方メートル以上の墓地の基準）

第11条 前2条に規定するもののほか、墓地の区域の面積が2,000平方メートル以上の場合は、規則で定める仕様に合致し、かつ、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、拡張することにより2,000平方メートル以上の面積となる場合で公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 前条第1号に規定する障壁又は密植したかん木の垣根等に接し、その内側に次の表の左欄に掲げる墓地の区域の面積に応じ、同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により、当該緑地帯の面積と同面積の緑地を墓地の区域内に設ける場合は、この限りでない。

墓地の区域の面積	緑地帯の幅
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1メートル以上
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	3メートル以上
10,000平方メートル以上	5メートル以上

- (2) 墓地の区域内の主要な通路の幅員は、3メートル以上であること。ただし、面積が10,000平方メートル以上の墓地にあつては、墓地の区域内の通路のうち幹線と

なる通路の幅員は、6メートル以上であること。

(納骨堂の環境基準)

第12条 納骨堂の設置場所は、寺院、教会等の礼拝の施設内、墓地の区域内又は火葬場の敷地内でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、住宅等の敷地の境界線から納骨堂の敷地の境界線までの水平距離が150メートル以上である場合は、同項の規定を適用しないことができる。この場合において、当該納骨堂を市街化調整区域内に設置するときは、当該納骨堂の設置場所は、第9条第1項第4号ア又はイのいずれにも該当しない土地の区域であり、かつ、規則で定める基準に適合しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による納骨堂の設置後において、当該納骨堂の経営者以外の者が同項に規定する距離内に住宅等を設置した場合又は第9条第1項第4号ア若しくはイに規定する区域の変更等により当該区域内に当該納骨堂が存することとなった場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、前項の規定は、適用しない。

(納骨堂の施設基準)

第13条 納骨堂の施設は、規則で定める仕様に合致し、かつ、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 納骨堂の敷地の境界線に接し、その内側に障壁又は密植したかん木の垣根等を設け、かつ、納骨装置の存する建物の周囲に相当の空地を設けること。ただし、建物の一部において堅固な障壁等で他の施設と区画された納骨装置の存する建物にあっては、この限りでない。

(2) 納骨堂の出入口には、利用者の見やすい位置に、名称その他必要な事項を表示し、施錠のできる門扉を設けること。

(3) 納骨堂の敷地内には、納骨堂の利用者が利用しやすい位置に、便所、使用水の施設、ごみ集積設備、休憩・待合室、管理事務所及び収蔵可能数に0.02を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。ただし、駐車場にあっては、これを設けることが困難な場合で市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、納骨装置の存する建物は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 耐火建築構造とし、内部の設備は、不燃材料を用いること。
- (2) 内部には、除湿装置を設けること。
- (3) 出入口及び納骨装置には、施錠ができること。ただし、納骨装置の存する場所の出入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置にあつては、この限りでない。

(火葬場の環境基準)

第14条 火葬場の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 住宅等の敷地の境界線から火葬場の敷地の境界線までの水平距離が150メートル以上であること。
 - (2) その他公衆衛生上支障がない土地であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、火葬場内に当該火葬場の施設を増築し、又は改築する場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同項第1号の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、火葬場の設置後同項第1号に規定する距離内に住宅等が設置された場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同号の規定は、適用しない。

(火葬場の施設基準)

第15条 火葬場の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 火葬場の敷地の境界線に接し、その内側に障壁又は密植したかん木の垣根等を設け、かつ、当該境界線に接し、その内側に緑地帯を設けること。
- (2) 火葬場の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。
- (3) 火葬炉には、防臭、防じん、防音及び大気の汚染防止について、十分な能力を有する排ガス再燃焼装置等を設けること。
- (4) 火葬場には、便所、使用水の施設、休憩・待合室及び管理事務所を設けること。
- (5) 火葬場には、収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (6) 火葬場には、灰庫を設けること。
- (7) 火葬炉が存する建物及び収骨容器等を保管する施設には、施錠ができること。

(基準の適用除外)

第16条 宗教法人又は公益法人が墓地又は納骨堂を引き継いで経営しようとする場合において、市内宗教法人又は市内公益法人に引き継ぐことができないと市長が認めるときは、第8条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第2号の規定は、適用しない。

2 墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、土地の状況、墓地等の構造その他特別の事情があり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、第9条から前条までの規定は、適用しない。

3 地方公共団体が墓地等を経営しようとする場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、第9条から前条までの規定は、適用しない。

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第17条 法第11条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合は、当該墓地又は火葬場の経営者又は経営者であった者は、当該許可があったものとみなされることとなった後、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第18条 墓地等の経営者は、墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合又は墓地等の経営の方法等に関する事項を変更する場合を除き、法第10条の許可(墓地等の廃止の許可を除く。)を受けた事項に変更が生じるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(経営者の責務)

第19条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等の管理運営は、経営者自らが行うこと。ただし、付随的な事務を委託する場合は、この限りでない。
- (2) 墓地等の美観や清潔を保つとともに、施設の破損があった場合は、速やかに修繕すること。
- (3) 墓地等の経営及び管理を行う組織及び責任体制を明確にしておくこと。
- (4) 法第10条の許可を受けた内容のとおり墓地等の経営を履行すること。

2 墓地等の経営者は、規則で定めるところにより、経営状況等を市長に報告しなければならない。

(立入検査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第21条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、申請予定者又は墓地等の経営者に対し、必要な勧告をすることができる。

- (1) 第4条第1項の規定による準備書の提出、同条第2項若しくは第3項の規定による報告又は第18条の規定による届出をしなかったとき。
- (2) 第5条の規定による協議を経た日から6月を経過しても正当な理由がなく墓地又は納骨堂の工事に着工しないとき又は着工する前に第6条第1項の規定による着工の届出がないとき。
- (3) 墓地又は納骨堂の工事の完了予定日から1年を経過しても正当な理由がなく第6条第1項の規定による完了の届出がないとき。
- (4) 第6条第2項の規定による完了検査又は前条の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5) 第19条第1項各号に掲げる事項が正当な理由がなく遵守されていないと認めるとき。

(命令)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、墓地等の経営者に対し、墓地等の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。

- (1) 墓地等の経営者が偽りその他不正の手段により法第10条の許可を受けたとき。
- (2) 墓地等の経営者が第8条及び第16条に規定する基準に適合しないとき。
- (3) 墓地等の経営者以外の者が実質的に墓地等を経営していると認められるとき。
- (4) 墓地等の経営者が第8条第7項に基づき付された条件に違反したとき。
- (5) 墓地等が第9条から第16条までに規定する基準に適合しないとき。
- (6) 墓地等の経営者が正当な理由がなく前条の規定による勧告に従わないとき。
- (7) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が必要があると認めるとき。

(公表)

第23条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくこれに従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない墓地等の経営者の名称、所在地及び代表者の氏名（墓地の経営者が個人の場合には、墓地の経営者の住所及び氏名）

(2) 命令の内容及び当該命令に従わない旨

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

（許可の取消し）

第24条 市長は、第22条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくこれに従わないときは、法第10条の許可を取り消すことができる。

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 法第10条の許可の申請であって次に掲げるものについての処分は、なお従前の例による。

(1) 平成31年4月1日前にされた申請であってこの条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないもの

(2) 平成31年4月1日前に改正前の船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条の規定による協議をした者が当該協議に係る墓地若しくは納骨堂の経営又は墓地の区域若しくは納骨堂の施設の変更について行う申請

3 この条例の施行の際現に法第10条の許可を受けて経営されている墓地又は納骨堂であって、当該墓地又は納骨堂の経営が第8条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第2号の規定に適合しないときは、当該適合しない規定を適用しない。

4 この条例の施行の際現に法第10条の許可を受けて経営されている墓地等であって、第9条から第16条までの規定に適合しない部分を有するものについては、当該適合しない部分について変更（第18条の規定による届出に係る場合を除く。）を加えるまでの間は、当該適合しない規定を適用しない。

理 由

墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図るため、墓地等の経営の許可の基準等について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

船橋市自転車等駐車場条例（平成27年船橋市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 日ぎめ利用 24時間以内における1回の利用をいう。

別表第1第一種自転車等駐車場の表船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場の項を次のように改める。

船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場	船橋市二和東5丁目127番77
-------------------	-----------------

別表第2の1の項中「屋上」の次に「、船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場（屋上）」を加え、同表3の項中「船橋市西船橋駅第九自転車等駐車場」の次に「、船橋市西船橋駅第十自転車等駐車場（下段を除く。）」を、「船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場」の次に「（2階及び屋外）」を加え、同表4の項中「船橋市西船橋駅第十自転車等駐車場」の次に「（下段）」を、「1階下段」の次に「、船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場（1階）」を加え、同表備考3を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3

第一種自転車等駐車場（日ぎめ利用）

区分	単位	金額
自転車	1回につき1台	100円
自転車回数券	1回日ぎめ利用券11枚	1,000円
原動機付自転車及び対象	1回につき1台	200円

自動二輪車		
原動機付自転車及び対象自動二輪車回数券	1回日ぎめ利用券11枚	2,000円

備考 規則で定める装置（以下「装置」という。）を利用する場合のこの表の自転車の項に掲げる金額については、駐車時から90分間は、無料とする。

別表第5を次のように改める。

別表第5

第二種自転車等駐車場（日ぎめ利用）

区分	単位	金額
自転車	1回につき1台	100円
自転車回数券	1回日ぎめ利用券11枚	1,000円

備考 装置を利用する場合のこの表の自転車の項に掲げる金額については、駐車時から90分間は、無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の船橋市自転車等駐車場条例別表第1第一種自転車等駐車場の表に規定する船橋市西船橋駅第十自転車等駐車場及び船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場に係る同条例第6条第1項に規定する利用の許可の手續その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

自転車等駐車場の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うとともに、二和向台駅第一自転車等駐車場を移転するについて、その位置の変更をする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

船橋市船橋駅南口地下駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市船橋駅南口地下駐車場条例の一部を改正する条例

船橋市船橋駅南口地下駐車場条例（平成15年船橋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「より算定した額に、その額に100分の8を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額の範囲内で規則で」を削る。

別表第1普通駐車 の項中「200円」を「160円」に改め、同表泊駐車 の項中「2,400円」を「1,940円」に改め、同表定期駐車 の項中「45,000円」を「34,560円」に、「24,000円」を「19,440円」に改め、同表回数券の項を次のように改める。

回数券	30分普通駐車券11枚	1,600円
	60分普通駐車券11枚	3,200円
	120分普通駐車券11枚	6,400円

別表第2定期駐車 の項を次のように改める。

定期 駐車	一般	上段	全日1月につき1台	750円
		その他		1,180円
	高校生 以下	上段	全日1月につき1台	370円
		その他		590円

別表第2回数券の項中「1回普通駐車券35枚」を「1回普通駐車33回分」に改め、同表備考に次のように加える。

- 3 定期駐車以外で使用する場合は、入庫時から90分間は、無料とする。
- 4 市外に住所を有する者が定期駐車を使用する場合は、この表の定期駐車

項に規定する金額の1.5倍の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表第1定期駐車場の項並びに別表第2定期駐車場の項及び同表備考4に係る使用料の徴収その他の行為については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日の前日から施行日にわたる泊駐車に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

船橋駅南口地下駐車場の利便性の向上を図る等のため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

船橋市道路占用料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(船橋市道路占用料条例の一部改正)

第1条 船橋市道路占用料条例(昭和60年船橋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「1,250円」を「1,590円」に、「1,920円」を「2,430円」に、「2,590円」を「3,280円」に、「1,120円」を「1,420円」に、「1,790円」を「2,260円」に、「2,450円」を「3,110円」に、「110円」を「140円」に、「11円」を「14円」に、「7円」を「8円」に、「670円」を「850円」に、「2,230円」を「2,830円」に、「940円」を「1,190円」に、「5,260円」を「5,680円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「47円」を「59円」に、「67円」を「85円」に、「100円」を「130円」に、「130円」を「170円」に、「200円」を「250円」に、「270円」を「340円」に、「470円」を「590円」に、「670円」を「850円」に、「1,340円」を「1,700円」に改め、同表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「2,230円」を「2,830円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「0.004」を「0.005」に、「0.007」を「0.008」に、「0.008」を「0.01」に、「2,630円」を「2,840円」に、「1,580円」を「1,700円」に、「2,230円」を「2,830円」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「53円」を「57円」に、「530円」を「570円」に改め、同表道路法

施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「530円」を「570円」に、「5,260円」を「5,680円」に、「1,670円」を「2,120円」に、「53円」を「57円」に、「2,630円」を「2,840円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「2,230円」を「2,830円」に改め、同表令第7条第3号に掲げる施設の項中「0.028」を「0.034」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「530円」を「570円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「220円」を「280円」に改め、同表令第7条第8号に掲げる施設の項から令第7条第13号に掲げる施設の項までを次のように改める。

令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物		Aに0.013を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
令第7条第10号 に掲げる施設 及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
令第7条第11号 に掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.013を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を	

令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	乗じて得た額 Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額

別表備考6中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

（船橋市都市公園条例の一部改正）

第2条 船橋市都市公園条例（昭和39年船橋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第4その11電柱、電線、変圧塔その他これらに類するものの項中「1,250円」を「1,590円」に、「1,920円」を「2,430円」に、「2,590円」を「3,280円」に、「1,120円」を「1,420円」に、「1,790円」を「2,260円」に、「2,450円」を「3,110円」に、「110円」を「140円」に、「11円」を「14円」に、「7円」を「8円」に、「2,230円」を「2,830円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中「47円」を「59円」に、「67円」を「85円」に、「100円」を「130円」に、「130円」を「170円」に、「200円」を「250円」に、「270円」を「340円」に、「470円」を「590円」に、「670円」を「850円」に、「1,340円」を「1,700円」に改め、同表通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるものの項中「1,580円」を「1,700円」に改め、同表競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物の項中「53円」を「57円」に改め、同表公衆電話所の項中「2,230円」を「2,830円」に改め、同表郵便差出箱の項中「940円」を「1,190円」に改め、同表工事用施設及び工事用資材置場の項中「530円」を「570円」に改め、同表その他の工作物等の項中「220円」を「280円」に改め、同表備考4中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長

さを切り捨てて」に改める。

(船橋市準用河川占用料条例の一部改正)

第3条 船橋市準用河川占用料条例(平成12年船橋市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表電柱、電線、変圧塔その他これらに類する施設の項中「1,250円」を「1,590円」に、「1,920円」を「2,430円」に、「2,590円」を「3,280円」に、「1,120円」を「1,420円」に、「1,790円」を「2,260円」に、「2,450円」を「3,110円」に、「110円」を「140円」に、「11円」を「14円」に、「7円」を「8円」に、「2,230円」を「2,830円」に改め、同表ガス管、水道管、下水道管、電線等の地下埋設物の項中「47円」を「59円」に、「67円」を「85円」に、「100円」を「130円」に、「130円」を「170円」に、「200円」を「250円」に、「270円」を「340円」に、「470円」を「590円」に、「670円」を「850円」に、「1,340円」を「1,700円」に改め、同表橋りょう、倉庫、鉄塔、鉄道軌道等の工作物の項中「1,580円」を「1,890円」に改め、同表看板類の項中「5,260円」を「5,680円」に改め、同表作業場、材料置場その他現状のまま占用するものの項中「530円」を「570円」に改め、同表その他の物件の項中「220円」を「280円」に改め、同表備考5中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の船橋市道路占用料条例、第2条の規定による改正後の船橋市都市公園条例及び第3条の規定による改正後の船橋市準用河川占用料条例の規定は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 施行日前においてなされた道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けていた者が平成31年度も引き続き当該許可に係る占用

物件を設け、継続して道路を占有しようとする場合に納付すべき同年度の占有料について第1条の規定による改正後の船橋市道路占有料条例の規定を適用した場合の額が、同条の規定による改正前の船橋市道路占有料条例の規定を適用したとした場合の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整道路占有料額」という。）を超える場合の占有料の額は、同条の規定による改正後の船橋市道路占有料条例の規定にかかわらず、調整道路占有料額とする。

4 施行日前においてなされた都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けていた者が平成31年度も引き続き当該許可に係る占有物件を設け、継続して都市公園を占有しようとする場合に納付すべき同年度の占有料について第2条の規定による改正後の船橋市都市公園条例の規定を適用した場合の額が、同条の規定による改正前の船橋市都市公園条例の規定を適用したとした場合の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整都市公園占有料額」という。）を超える場合の占有料の額は、同条の規定による改正後の船橋市都市公園条例の規定にかかわらず、調整都市公園占有料額とする。

5 施行日前においてなされた河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による許可を受けていた者が平成31年度も引き続き当該許可に係る占有物件を設け、継続して土地を占有しようとする場合に納付すべき同年度の占有料について第3条の規定による改正後の船橋市準用河川占有料条例の規定を適用した場合の額が、同条の規定による改正前の船橋市準用河川占有料条例の規定を適用したとした場合の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整準用河川占有料額」という。）を超える場合の占有料の額は、同条の規定による改正後の船橋市準用河川占有料条例の規定にかかわらず、調整準用河川占有料額とする。

理 由

固定資産の評価替えに伴い、道路占有料、都市公園の占有料及び準用河川占有料の額等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年船橋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分（宅配ボックスを設ける部分をいう。以下同じ。） 100分の1

第13条第2項第1号中「共同住宅」の次に「又は老人ホーム等」を加え、「又は貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分」に改め、同項第2号中「共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加え、「又は貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分」に改め、同項第3号中「又は貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算出方法及び既存の建築物に対する制限の緩和について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

船橋市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市営住宅条例の一部を改正する条例

船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「船橋市芝山借上公営住宅	船橋市芝山2丁目5番5棟、7棟、9棟、10棟、11棟、15棟	を
「船橋市芝山第一借上公営住宅	船橋市芝山2丁目5番2棟、5棟、7棟、8棟、9棟、10棟、11棟、12棟、15棟	に、
「船橋市行田3丁目1番9棟、11棟、12棟、14棟、15棟」を「船橋市行田3丁目1番1棟、4棟、5棟、6棟、8棟、9棟、11棟、12棟、14棟、15棟」に、		
「船橋市小室町借上公営住宅	船橋市小室町904番地A-4棟、A-5棟	を
「船橋市小室町借上公営住宅 船橋市芝山第二借上公営住宅	船橋市小室町904番地A-4棟、A-5棟 船橋市芝山1丁目40番8棟	に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の船橋市営住宅条例別表に規定する船橋市芝山第一借上公営住宅、船橋市行田第三借上公営住宅及び船橋市芝山第二借上公営住宅に係る同条例第8条第2項に規定する市営住宅の入居者の決定の手續その他の行為については、平成31年3月1日前においても行うことができる。

理 由

新たに市営住宅を設置するについて、その名称及び位置を規定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

損害賠償の額の決定について

船橋市病院局による船橋市立医療センター職員に対する給与の一部未払による損害賠償の額について、次のとおり定める。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

1 相手方

船橋市在住 A

2 要旨

- (1) 損害賠償の額は、平成23年4月分から平成28年9月分までの各給与における給料の調整額等の支給漏れに伴う未払分相当額の合計844,482円及び当該各給与の未払分相当額について、対応する各月分の給与支払日の翌日から支払済みに至るまで年5%の割合による遅延損害金を付した額とする。
- (2) (1)による賠償金のほか、本件における当事者間にはなんらの債権債務のないことを確認する。

理 由

給与の一部未払による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第12号

市道の路線認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
59-170	坪井町 160-1	坪井町 159-33	6.00 6.00	48.87	
59-171	坪井町 144-7	坪井町 141-27	6.00 6.05	70.02	
59-172	坪井町 363-10	坪井町 363-4	6.00 6.20	65.46	
59-173	坪井町 159-29	坪井町 145-7	6.00 6.00	194.36	
59P027	坪井町 159-39	坪井町 159-39	2.50 2.50	11.74	
合 計				390.45	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
51-106	芝山七丁目 159-46	芝山七丁目 159-41	5.49	59.12	変更前
			8.51		
51-106	芝山七丁目 159-51	芝山七丁目 159-2	5.49	117.25	変更後
			8.51		
				58.13	
68-008	八木が谷一丁目 571-258	八木が谷一丁目 571-248	3.92	75.19	変更前
			3.94		
68-008	八木が谷一丁目 571-258	八木が谷一丁目 574-18	3.92	180.74	変更後
			4.00		
				105.55	
合 計				163.68	

理 由

市道の路線認定及び変更について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を得る必要がある。

集 計 表

	実 延 長	路 線 数
総 合 計	m	認 定 5 本
	554.13	変 更 2 本
累 計	m 1,176,668.70	6,146 本

議案第13号

平成30年度船橋市一般会計補正予算

平成30年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ711,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208,670,845千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
80 繰入金		5,275,980	711,000	5,986,980
	10 基金繰入金	5,266,880	711,000	5,977,880
歳 入 合 計		207,959,845	711,000	208,670,845

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 議会費		988,624	5,000	993,624
	10 議会費	988,624	5,000	993,624
15 総務費		15,081,075	677,000	15,758,075
	10 総務管理費	11,932,095	694,000	12,626,095
	15 徴税費	1,604,220	10,000	1,614,220
	20 戸籍住民基本台帳費	1,204,700	△13,000	1,191,700
	25 選挙費	149,360	△6,000	143,360
	30 統計調査費	56,210	△5,000	51,210
	35 監査委員費	134,490	△3,000	131,490
20 民生費		90,713,720	△1,000	90,712,720
	10 社会福祉費	30,464,660	13,000	30,477,660
	15 児童福祉費	43,228,210	4,000	43,232,210
	20 生活保護費	16,990,940	△18,000	16,972,940
25 衛生費		29,094,000	20,000	29,114,000
	10 保健衛生費	10,158,410	△5,000	10,153,410
	15 清掃費	18,935,590	25,000	18,960,590
30 労働費		183,000	1,000	184,000
	10 労働諸費	183,000	1,000	184,000
35 農林水産業費		546,900	△5,000	541,900
	10 農業費	467,960	△6,000	461,960
	15 林業費	47,530	1,000	48,530
45 土木費		21,953,230	44,000	21,997,230
	10 土木管理費	839,160	3,000	842,160
	15 道路橋りょう費	4,771,300	4,000	4,775,300
	20 河川費	1,320,720	28,000	1,348,720
	30 都市計画費	14,118,650	8,000	14,126,650
	35 住宅費	880,580	1,000	881,580
50 消防費		7,383,400	△23,000	7,360,400
	10 消防費	7,383,400	△23,000	7,360,400
55 教育費		22,773,296	△7,000	22,766,296
	10 教育総務費	4,626,540	13,000	4,639,540
	15 小学校費	2,733,940	16,000	2,749,940
	20 中学校費	1,678,040	△11,000	1,667,040
	25 高等学校費	1,455,630	27,000	1,482,630
	35 社会教育費	4,476,286	△35,000	4,441,286
	40 保健体育費	7,149,370	△17,000	7,132,370
歳 出 合 計		207,959,845	711,000	208,670,845

議案第14号

特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年船橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年船橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

14 平成30年12月の期末手当の額に限り、第5条第2項の規定にかかわらず、同月1日現在（辞職し、又は死亡した議長等にあつては、辞職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬月額に、当該額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の232.5を乗じて得た額に、同月1日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の非常勤特別職報酬条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の非常勤特別職報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の非常勤特別職報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

一般職の職員の給与改定にならい、市長等の特別職の職員及び議長等の期末手当の額の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第28条の4第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改め、同条第5項中「次条において同じ。）から」を「次条第3項第3号において同じ。）から」に、「同項」を「第28条の4第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	

36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			

77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				

	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用 職員		135,100	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	139,700	194,000	230,000	263,000	279,600
	2	140,800	195,800	231,600	264,900	281,600
	3	141,900	197,600	233,100	266,700	283,700
	4	143,000	199,400	234,700	268,800	285,700
	5	144,100	200,900	236,100	270,500	287,700
	6	145,200	202,700	237,800	272,400	289,800
	7	146,400	204,500	239,300	274,300	291,800
	8	147,500	206,300	240,900	276,400	293,800
	9	148,600	207,900	242,100	278,400	295,600
	10	149,700	209,700	243,600	280,400	297,600
	11	150,800	211,500	245,200	282,500	299,700
	12	151,900	213,300	246,600	284,500	301,700
	13	153,000	214,700	248,100	286,500	303,600
	14	154,400	216,500	249,600	288,600	305,700
	15	155,700	218,200	250,900	290,600	307,700
	16	157,000	220,000	252,300	292,600	309,800
	17	158,300	221,700	253,800	294,400	311,500
	18	159,800	223,400	255,400	296,400	313,600
	19	161,300	225,000	257,100	298,500	315,600
	20	162,900	226,600	258,900	300,500	317,600
	21	164,200	228,000	260,500	302,400	319,300
	22	165,700	229,700	262,300	304,500	321,300
	23	167,200	231,300	264,000	306,500	323,400
	24	168,700	232,900	265,700	308,600	325,500
	25	170,100	234,000	267,600	310,300	326,700
	26	172,800	235,500	269,500	312,400	328,700
	27	175,400	236,900	271,300	314,400	330,600
	28	178,000	238,200	273,100	316,400	332,700
	29	180,700	239,500	274,800	318,100	334,600
	30	182,400	240,700	276,700	320,100	336,500
	31	184,000	241,700	278,600	322,200	338,500
	32	185,700	242,900	280,300	324,300	340,400
	33	187,200	244,200	281,800	325,500	342,300
	34	188,900	245,300	283,700	327,500	344,200
35	190,700	246,500	285,500	329,400	346,000	

36	192,400	247,800	287,400	331,500	347,900
37	194,000	248,700	289,000	333,400	349,400
38	195,400	250,100	290,700	335,300	350,800
39	196,900	251,500	292,500	337,300	352,300
40	198,400	252,900	294,300	339,200	353,800
41	199,700	254,300	295,800	341,100	355,400
42	201,000	255,700	297,500	343,000	356,200
43	202,200	257,100	299,000	344,800	357,400
44	203,500	258,400	300,600	346,700	358,400
45	204,800	259,600	302,200	348,200	359,300
46	206,100	260,900	303,900	349,600	360,400
47	207,400	262,300	305,500	351,100	361,300
48	208,700	263,600	307,200	352,600	362,400
49	209,800	264,700	308,100	354,200	363,300
50	211,100	265,800	309,600	355,000	364,000
51	212,400	267,100	311,100	356,200	364,700
52	213,700	268,400	312,700	357,200	365,400
53	214,800	269,400	314,300	358,100	365,800
54	215,900	270,500	315,900	359,200	366,400
55	216,900	271,800	317,500	360,100	367,100
56	218,000	273,100	319,000	361,200	367,800
57	219,100	274,000	320,500	362,100	368,100
58	220,100	275,000	321,700	362,800	368,800
59	221,000	275,900	322,900	363,500	369,500
60	222,000	277,000	324,100	364,200	370,200
61	222,400	278,100	324,800	364,600	370,500
62	223,300	279,100	325,700	365,200	371,100
63	224,100	280,000	326,500	365,900	371,800
64	224,900	281,000	327,300	366,600	372,400
65	225,600	281,500	328,200	366,900	372,700
66	226,600	282,400	328,600	367,600	373,300
67	227,400	283,100	329,300	368,300	374,000
68	228,300	284,000	330,100	369,000	374,600
69	229,000	285,000	330,900	369,300	375,000
70	229,800	285,800	331,600	369,900	375,500
71	230,700	286,600	332,300	370,600	376,100
72	231,700	287,400	333,000	371,200	376,600
73	232,400	288,200	333,500	371,500	377,100
74	233,100	288,700	334,100	372,100	377,700
75	233,700	289,100	334,600	372,800	378,200
76	234,500	289,600	335,200	373,400	378,500

77	235,300	289,800	335,500	373,800	378,900
78	236,000	290,100	336,000	374,300	379,400
79	236,700	290,300	336,400	374,900	379,800
80	237,300	290,700	336,900	375,400	380,200
81	238,000	290,900	337,300	375,900	380,600
82	238,800	291,100	337,800	376,500	381,100
83	239,600	291,500	338,300	377,000	381,500
84	240,300	291,800	338,800	377,300	381,900
85	240,800	292,100	339,100	377,700	382,300
86	241,500	292,400	339,500	378,200	382,800
87	242,200	292,700	340,000	378,600	383,200
88	242,900	293,100	340,400	379,000	383,600
89	243,500	293,400	340,700	379,400	384,000
90	244,200	293,800	341,100	379,900	384,500
91	244,900	294,100	341,600	380,300	384,900
92	245,600	294,500	342,000	380,700	385,300
93	246,100	294,700	342,200	381,000	385,700
94	246,600	294,900	342,600		386,200
95	246,900	295,200	343,100		386,600
96	247,300	295,600	343,500		387,000
97	247,600	295,800	343,700		387,400
98		296,100	344,100		387,900
99		296,500	344,500		388,300
100		296,900	344,800		388,700
101		297,100	345,100		389,100
102		297,400	345,500		389,600
103		297,800	345,900		390,000
104		298,100	346,300		390,400
105		298,300	346,800		390,800
106		298,600	347,200		391,300
107		299,000	347,600		391,700
108		299,300	348,000		392,100
109		299,500	348,500		392,500
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			

	117		301,900			
	118		302,100			
	119		302,400			
	120		302,700			
	121		303,100			
	122		303,300			
	123		303,600			
	124		303,900			
	125		304,200			
再任用 職員		163,600	184,400	239,100	252,700	253,600

備考 この表は、運転手、一般技能員及びこれらに準ずる技能的業務に従事する職員並びに守衛、用務員、作業員、給食調理員、介助員、事務補助員、理科実験事務員及びこれらに準ずる技労的業務に従事する職員に適用する。

別表第3

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	160,200	174,400	262,400	291,300	406,700
	2	161,700	176,500	264,900	293,900	408,200
	3	163,200	178,600	267,200	296,800	409,700
	4	164,700	180,800	269,500	299,300	411,200
	5	166,400	182,800	272,000	301,800	412,600
	6	168,400	185,000	274,400	304,200	414,000
	7	170,200	187,200	276,600	306,500	415,500
	8	172,000	189,400	278,800	308,900	417,100
	9	173,800	191,700	281,000	311,300	418,500
	10	176,000	194,500	283,300	313,900	419,900
	11	178,000	197,200	285,700	316,600	421,300
	12	180,000	199,900	287,900	319,500	422,600
	13	182,100	202,800	290,300	321,900	423,900
	14	184,300	204,500	292,400	323,900	425,300
	15	186,500	206,100	294,300	325,900	426,700
	16	188,700	207,800	296,300	328,200	428,100
	17	191,000	209,600	298,400	330,200	429,300
	18	193,700	211,200	300,900	332,400	430,600
	19	196,200	212,900	303,400	334,700	431,800
	20	198,700	214,500	306,100	336,800	433,100
	21	201,200	216,300	308,300	339,000	434,200
	22	202,900	218,200	310,900	341,200	435,400
	23	204,600	220,100	313,200	343,500	436,700
	24	206,300	222,000	315,900	345,800	438,000
	25	207,800	223,500	318,500	347,500	439,300
	26	209,200	225,500	320,800	349,300	440,500
	27	210,800	227,500	323,200	351,200	441,500
	28	212,300	229,500	325,400	353,100	442,600
	29	214,000	231,300	327,600	354,900	443,800
	30	215,700	234,000	329,600	356,700	444,600
	31	217,400	236,700	331,800	358,400	445,400
	32	219,100	239,400	334,000	360,300	446,300
	33	220,500	242,000	335,800	361,600	447,200
	34	222,200	244,800	337,900	363,300	447,700
35	223,900	247,400	340,000	364,800	448,200	

36	225,600	250,100	342,000	366,600	448,700
37	227,100	252,600	344,000	368,500	449,200
38	228,800	255,100	345,900	370,000	449,700
39	230,500	257,600	347,900	371,300	450,200
40	232,200	259,900	349,800	372,900	450,700
41	233,900	262,400	351,300	374,000	451,200
42	235,700	264,800	353,100	375,400	451,700
43	237,500	267,000	354,700	376,800	452,200
44	239,200	269,200	356,400	378,300	452,700
45	241,100	271,200	358,200	379,700	453,200
46	242,700	273,400	359,900	381,300	453,700
47	244,100	275,600	361,200	382,900	454,200
48	245,700	277,600	362,800	384,400	454,700
49	246,800	279,800	364,000	385,800	455,200
50	248,300	281,800	365,500	387,300	
51	249,800	283,700	367,100	388,800	
52	251,300	285,700	368,700	390,200	
53	252,200	287,400	370,100	391,400	
54	253,700	289,800	371,600	392,700	
55	255,100	292,100	373,100	393,800	
56	256,600	294,600	374,600	394,900	
57	257,600	296,500	376,100	396,300	
58	259,000	299,000	377,500	397,500	
59	260,300	301,300	378,900	398,700	
60	261,600	304,000	380,200	400,000	
61	262,900	306,400	381,100	401,200	
62	263,900	308,800	382,300	402,200	
63	265,200	311,300	383,500	403,600	
64	266,300	313,600	384,600	404,900	
65	267,400	315,800	385,500	406,100	
66	268,900	318,000	386,700	407,200	
67	270,300	320,100	387,700	408,400	
68	271,700	322,300	388,800	409,500	
69	273,400	324,200	390,000	410,500	
70	274,900	326,300	391,000	411,700	
71	276,400	328,400	392,100	412,900	
72	277,800	330,400	393,300	414,100	
73	278,800	332,500	394,300	414,700	
74	280,100	334,600	395,400	415,500	
75	281,400	336,800	396,500	416,200	
76	282,600	339,000	397,600	416,700	

77	283,800	340,700	398,500	417,000
78	285,000	342,600	399,400	417,400
79	286,200	344,300	400,400	417,800
80	287,400	346,100	401,400	418,200
81	288,600	347,900	402,200	418,500
82	289,600	349,700	403,000	418,900
83	290,800	351,100	403,700	419,300
84	292,000	352,900	404,500	419,600
85	292,900	354,100	405,200	419,900
86	293,900	355,700	406,000	420,300
87	294,600	357,200	406,700	420,700
88	295,600	358,700	407,400	421,000
89	296,600	360,000	408,000	421,300
90	297,500	361,300	408,700	421,600
91	298,400	362,700	409,200	421,900
92	299,200	364,100	409,900	422,100
93	299,500	365,600	410,300	422,300
94	300,300	366,900	410,700	422,600
95	301,000	368,200	411,000	422,900
96	301,800	369,400	411,300	423,100
97	302,600	370,400	411,600	423,300
98	303,400	371,400	411,900	423,600
99	304,200	372,400	412,200	423,900
100	305,000	373,400	412,400	424,100
101	305,900	374,300	412,600	424,300
102	306,400	375,300	412,900	
103	306,900	376,300	413,200	
104	307,400	377,300	413,400	
105	307,600	378,100	413,600	
106	308,000	379,000	413,900	
107	308,300	379,900	414,200	
108	308,600	380,900	414,400	
109	308,800	381,700	414,600	
110	309,000	382,700		
111	309,300	383,700		
112	309,600	384,700		
113	309,800	385,300		
114	310,000	386,200		
115	310,200	387,100		
116	310,500	388,000		

117	310,800	388,800		
118	311,100	389,500		
119	311,400	390,300		
120	311,700	391,100		
121	311,900	391,700		
122	312,100	392,500		
123	312,300	393,200		
124	312,600	393,900		
125	312,900	394,500		
126	313,100	395,200		
127	313,300	395,700		
128	313,600	396,300		
129	313,800	397,000		
130	314,000	397,600		
131	314,300	398,100		
132	314,600	398,600		
133	314,800	398,900		
134	315,000	399,200		
135	315,300	399,500		
136	315,600	399,800		
137	315,800	400,100		
138	316,000	400,400		
139	316,300	400,700		
140	316,600	401,000		
141	316,800	401,300		
142	317,000	401,600		
143	317,300	401,900		
144	317,600	402,200		
145	317,800	402,400		
146	318,000	402,700		
147	318,300	403,000		
148	318,600	403,200		
149	318,800	403,400		
150	319,000	403,700		
151	319,300	404,000		
152	319,600	404,200		
153	319,800	404,400		
154	320,000	404,700		
155	320,300	405,000		
156	320,600	405,200		
157	320,800	405,400		

	158	321,000	405,700			
	159	321,300	406,000			
	160	321,600	406,200			
	161	321,800	406,400			
再任用 職員		227,500	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校の高等部に勤務する実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
35	356,700	424,600	478,800	538,700	

36	359,200	426,600	480,900	540,500
37	361,400	428,500	483,000	542,100
38	363,800	430,500	484,800	543,700
39	366,200	432,400	486,600	545,100
40	368,400	434,400	488,400	546,700
41	370,700	436,200	490,100	548,200
42	372,100	438,000	491,900	549,600
43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	

	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所に勤務する医師に適用する。

別表第5

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100	

36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600		

77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		

117	294,700	325,800	359,000
118	295,000	326,100	359,400
119	295,300	326,500	359,900
120	295,700	326,700	360,400
121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		
156	306,400		
157	306,700		

	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、看護専門学校に勤務する教員に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」に改める。

第28条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年船橋市条例第5号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成24年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

官民較差の是正並びに国、県及び近隣市等との均衡を図るため、国家公務員に対する人事院勧告等にならい、一般職の職員の給与について改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

訴えの提起について

庁舎内撮影禁止請求に関する訴えを次のとおり提起する。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

1 被告となるべき者の住所及び氏名

船橋市在住 A

2 請求の要旨

- (1) 被告は船橋市庁舎（市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地並びにこれらに属する従物で、船橋市長の管理に属するもの）内において、撮影をしてはならない。
 - (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

3 事件に関する取扱い

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。

理 由

訴えの提起をするについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を得る必要がある。

諮問第1号

審査請求について

次のとおり、下水道使用料の納入通知処分について審査請求がなされたので、これを一部却下し、一部棄却したいから、議会の意見を問う。

平成30年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

1 審査請求人

船橋市在住 A

2 審査請求年月日

平成30年6月26日

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

市長が審査請求人に対して行った次の下水道使用料の納入通知処分に対し、取消しを求めるもの。

- | | | |
|-----|----------|----------------------------------|
| (ア) | 納入通知書発送日 | 平成29年2月16日 |
| | 納入事由 | 平成28年11月20日から平成29年1月10日までの下水道使用料 |
| (イ) | 納入通知書発送日 | 平成29年4月18日 |
| | 納入事由 | 平成29年1月11日から平成29年3月9日までの下水道使用料 |
| (ウ) | 納入通知書発送日 | 平成29年6月16日 |
| | 納入事由 | 平成29年3月10日から平成29年5月10日までの下水道使用料 |
| (エ) | 納入通知書発送日 | 平成29年8月18日 |

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 納 入 事 由 | 平成29年5月11日から平成29年7月7日までの
下水道使用料 |
| (才) 納入通知書発送日 | 平成29年10月18日 |
| 納 入 事 由 | 平成29年7月8日から平成29年9月7日までの下
水道使用料 |
| (カ) 納入通知書発送日 | 平成29年12月15日 |
| 納 入 事 由 | 平成29年9月8日から平成29年11月9日までの
下水道使用料 |
| (キ) 納入通知書発送日 | 平成30年2月16日 |
| 納 入 事 由 | 平成29年11月10日から平成30年1月11日ま
での下水道使用料 |
| (ク) 納入通知書発送日 | 平成30年4月18日 |
| 納 入 事 由 | 平成30年1月12日から平成30年3月9日までの
下水道使用料 |
| (ケ) 納入通知書発送日 | 平成30年6月18日 |
| 納 入 事 由 | 平成30年3月10日から平成30年5月10日まで
の下水道使用料 |

(2) 理由

審査請求人が居住する宅地において生じた汚水の排除について、平成20年8月までは下水道使用料が発生していなかった。また、平成22年当時、審査請求人は当該宅地に居住していたが、当該宅地において生じた汚水の排除について下水道使用料の請求を受けていなかった。そのため、平成28年11月から当該宅地において生じた汚水の排除について下水道使用料が発生したことに対する不服がある。

理 由

審査請求の裁決について、地方自治法第229条第2項の規定により議会に諮問する必要がある。